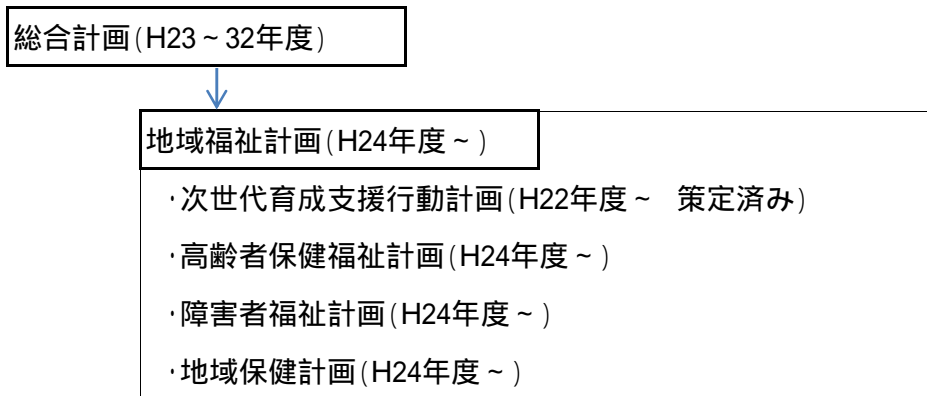


## 1 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に位置付けられる計画であり、総合計画を上位計画とし、福祉の部門別計画の上位計画となるものです。



## 2 地域福祉計画の内容

現行の第3次地域福祉計画では、地域福祉の推進を実現していくための基本目標や、重点的に取り組むべき施策の方向などを定めています。

(部門別計画では、これら基本目標に沿って、施策の方向等を検討していきます。)

### 基本目標(第3次計画)

- 1 みんなで支え・参加する東村山の福祉
- 2 市民の声を聴き・ともに考える
- 3 ひと・もの・しくみの活用と整備
- 4 日常生活の中での福祉の充実
- 5 福祉へのまちづくりの協働体制

### 重点的に取り組むべき

#### 施策の方向

- ・介護予防の推進
- ・窓口相談の利便性の向上  
など

## 3 地域福祉計画の検討体制

第4次計画の策定あたり、地域福祉計画と部門別計画の一体性をより推進していくため保健福祉協議会及び各専門部会から「策定委員」を推薦いただき、保健福祉協議会内に、地域福祉計画の実務的検討を行う「地域福祉計画策定委員会」を設置することを予定しています。

